



平成30年9月11日

Press Release

株式会社いちたかガスワン
営業本部 エネルギー事業部

平成30年北海道胆振東部地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の災害特別措置のお知らせ

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

さて、弊社は被災されたお客さまに対して、下記のとおり電気料金等に関わる災害特別措置を実施させていただきます。

災害特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記に記載しております弊社エネルギー事業部までお申し出くださいますようお願い申し上げます。

1. 対象地域

平成30年9月6日に災害救助法が適用された北海道全市町村（179市町村）といたします。

2. 対象のお客さま

被災されたお客さまのうち、災害特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社にその旨をお申出下さい。

3 . 災害特別措置の内容

	項 目	内 容
(1)	電気料金の支払日の延長について	平成30年8月（支払期日が9月6日以降のものいたします。）、9月および10月料金計算分の支払期日を各々1か月間延長いたします。
(2)	不使用月の電気料金の免除について	被災日が属する料金計算月の翌月から6か月間に限り、被災時から引続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。
(3)	工事費負担金の免除について	被災時と同じ契約内容で平成31年3月末日までに、新たに電気の使用を申し込まれる場合には、工事費負担金を免除いたします。
(4)	臨時工事費の免除について	平成31年3月末日までに、再建等のために臨時の電気の使用を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除いたします。
(5)	使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除について	電気設備が本災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から平成31年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。
(6)	引込線、計量器等の諸工料の免除について	被災時と同じ供給方法で平成31年3月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれる場合には、それに伴う諸工料を免除いたします。

以上

当プレスリリースに関するお問い合わせ先
株式会社いちたかガスワン
営業本部 エネルギー事業部
部長 池田 和宏
TEL 011-215-1522
<http://www.ichitaka.co.jp/>